

# 異物検査のご案内

財団法人岐阜県公衆衛生検査センター（公衛検）

「何か分からないものが食品や飲料水などに含まれていることがあります。何なのか検査できますか？」といったご相談がよくあります。

公衛検では、この何かよく分からないもの（異物）の検査をさせていただきます。

異物検査は、ぜひ公衛検へお任せ下さい。



?

どんな異物が分析出来るのか...

異物は食品、水道水、機械製品などから発見され、様々なものが原因となります。その種類は、金属、樹脂、昆虫、カビなど多種多様です。

ご依頼の多い異物

- ・井戸水中の異物
- ・水道水中の異物
- ・食品中のかび、毛など
- ・昆虫の同定

?

検査期間は...料金は...

異物の種類によって異なります。

顕微鏡観察で結果が分かるものから、精密な分析機器を使用するものまで検査工程は様々です。

検査期間は、検査方法によりますが、通常は5～10営業日程度です。

検査料金は、顕微鏡観察により検査方法を決定した後に金額を決定させていただきますが、5,000円からとなります



?

異物解決への近道...

「異物」＝「何か分からないもの」が多く、非常に困難な検査です。ここで、異物解明への重要なヒントになるのが、皆様からの情報です。少しでも多くの情報を得ることが結果までの近道になります。検査の前には、必ずご相談させていただきます。



異物として考えられるものや類似しているものがあれば、試料と一緒にご提供下さい。比較検査が解決の最も近道です。



## 異物検査の流れ

お問い合わせ

お電話などで、お気軽にお問い合わせ下さい。  
出現状況、大きさ、色、形、予測される物などをお教え下さい。

058-247-3103 担当：溝口・原

検査のご依頼

試料は郵送でも受け付けています。依頼書を記入し添付して下さい。  
依頼書はホームページ (<http://koeiken.or.jp/>)よりダウンロードするかFAXでお送りします。

受付  
顕微鏡観察

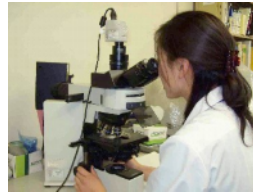
形態観察により、異物が検査可能か確認します。  
検査可能であれば、異物が何かを推定し、検査項目を決定します。

ご相談

検査方法・料金・期間等のご相談をさせていただきます。

検査実施

詳細な検査を開始します。



検査報告書提出

クレーム対応や社内の品質管理のお役に立てるように、写真付の報告書形式でお出しします。

お支払い

検査報告書に同封されている振込用紙または受付窓口にてお支払いをお願いします。



**検査の前に顕微鏡観察を行い、検査可能かどうか、可能であればどのような検査を実施するかを決定します。まず、お問い合わせ下さい。**



財団法人岐阜県公衆衛生検査センター

生物臨床検査課 担当：溝口・原

〒500-8148 岐阜市曙町4-6

電話 058-247-3103 / FAX 058-248-0229